

新成人を狙った悪質商法に注意!

契約しないと
帰してくれな
無料じゃ
ないの?



18歳から成人

2022年4月より

親の同意がなくても【契約】ができるようになります。

カレから色々買わされる
嫌われたくないから
毎回払ってるけど...



※2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。(飲酒や喫煙、競馬・競輪などはこれまでと同様、20歳にならないとできません。)

令和4(2022)年4月1日より、成人年齢が20歳から18歳になります。

甘い言葉に気をつけて! 裏があるかも!

一人で悩まず、すぐ相談!

宮城県消費生活センター

022-261-5161

平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始を除く

電子申請による
相談受付はこちら



消費者
ホットライン
(局番なし)

いやや

188

宮城県消費生活センター 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1